

平成 27 年 11 月 12 日

新たな社会的養育システム構築検討ワーキンググループ

木ノ内博道

「第 4 回 新たな社会的養育システム構築検討ワーキンググループ」に下記の通り意見を述べます。

記

(パーマネンシーの実現に向けて)

1. 保護の必要な子どもの養育のパーマネンシー（家庭環境での養育の永続性）を確保するため、乳児院や児童養護施設に長期入所することを制限するルールを作っているかどうか（現在、一時保護所については入所期間の制限がある）。
2. あわせて里親の種類のあり方にも検討を加え、長期養育の可能な里親を別に登録する。そして、家庭再統合の困難な子どもについては、養子縁組と長期里親にゆだねるようにする。それ以外の里親は施設同様、委託期間に制限を設ける。
3. また、乳児の養育に特化した専門の里親類型を作り、乳児院と協働して乳児の家庭養護を可能にする。国連の「子どもの代替的養護に関するガイドライン」にあるように、少なくとも 3 歳までの乳幼児については家庭養育を原則とする。
4. 乳児院の業務を見直し、一時保護、ショートステイ、レスパイト・ケア、その他妊産婦や里親・養親の支援活動、また里親養育事業者（仮称）となって業務を行うようにしてはどうか。

(里親支援機関の見直しに関すること)

1. 平成 21 年度の里親制度改正に関連して、児童相談所の里親業務に関する部分を外部化（民間活用）しようと、里親支援機関が設置されたが、支援業務なのか行政の責任業務なのか曖昧である（行政から業務を請け負う里親支援機関とは別に、里親家庭支援を行う民間団体もあり里親に混同されている）。
2. そうした曖昧な位置付けとした結果、里親支援機関には権限がなく、里親家庭訪問なども十分行えていない（現状では里親が家庭訪問の申し入れに対して拒否した場合訪問できない）。
3. 里親支援という曖昧な言い方でなく、「里親養育事業」（仮称）として、里親に関する業務を児童相談所からはぼ丸ごと外部化してはどうだろうか。NPO 法人などに業務委託する。業務委託でなく措置とする方法も考えられる。また第二種社会福祉事業とすることも検討する。
4. 里親養育事業者（仮称）は、里親開拓から研修業務、登録、マッチング、家庭訪問、措置解除後の実親支援などを一括して行うものとする。あわせて一時保護についてもこの事業者が担当し、登録里親を活用する。